

不登校総合対策

一人ひとりの子どもたちに
安心できる学校生活を

令和2年11月

多摩市教育委員会

目次

I	不登校総合対策の概要	1
II	多摩市の不登校の現状と課題	2
1	不登校児童・生徒の出現率、不登校児童・生徒数	3
2	不登校の要因	4
3	不登校児童・生徒への指導の結果	5
III	多摩市の不登校対策	6
1	不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方	6
2	4つの目標と12の対策	7
	（目標1）学校の対応力の向上	7
	（目標2）コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実	10
	（目標3）社会的な自立を促す指導の充実	11
	（目標4）学習環境、学習指導・支援の充実	12
3	不登校対策と3つの支援の段階	14
4	学校外の関係機関における支援	15
IV	おわりに～コロナ禍とこれからの不登校対策～	16

巻末資料

- 【資料1】 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」
- 【資料2】 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
- 【資料3】 登校支援シート
（東京都教育委員会「児童・生徒を支援するためのガイドブック」）
- 【資料4】 東京都の相談窓口
- 【資料5】 引用・参考文献

I

不登校総合対策の概要

近年、本市のみならず、全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、とりわけ、市内中学校の出現率は4%を超え、深刻な状況にあります。

こうした状況の中で、義務教育の段階に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進する、いわゆる「教育機会確保法」が公布され、不登校児童・生徒についても、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが基本理念に示されました。

また、東京都では、法律の目的や基本理念等を十分に理解し、不登校に対して、教員が適切に組織的な支援ができるよう「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、各学校に配布しています。

本市においては、今後の不登校対応に向けた課題として、中学校での対応を急ぐとともに、各学校の不登校への対応力の向上と、児童・生徒の学びの場の充実が図られることを期待して「不登校総合対策」を策定しました。

「不登校総合対策」には、本市の不登校の現状と課題を踏まえ、目標として「学校の対応力の向上」、「コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実」、「社会的な自立を促す指導の充実」、「学習環境、学習指導・支援の充実」の4項目を設定し、未然防止や早期発見・早期対応、長期化への対応等、児童・生徒の個々の状況に応じた支援策を盛り込んでいます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期化する中、教育委員会と学校の連携の下、不登校の児童・生徒のみならず、在宅状態となった全ての児童・生徒の家庭学習の支援の充実を図るために実施したeラーニングの導入や、中学校で試行的に取り組んだオンライン上での授業動画の配信は、不登校傾向などの支援が必要な児童・生徒にも多様な学習の機会を提供することにつながりました。

このような臨時休業を経て可能性の広がったICTを活用した学習支援等の不登校対策を盛り込んだことは、本市不登校総合対策の特色の一つと言えます。

コロナ禍において、人と人との関わり、つながりをもちにくい今だからこそ、この「不登校総合対策」の活用により、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念「誰一人取り残さない」の実現に向けて、学校のみならず、児童・生徒の成長に関わる全ての人々が、児童・生徒一人ひとりの成長を支援していくことを願っています。

Ⅱ

多摩市の不登校の現状と課題

次頁（P3、P4）に示す図表は、多摩市による長期欠席等の調査結果や、文部科学省による調査（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）結果を独自に集計したものです。

こうした調査結果から、多摩市の不登校の現状や背景、課題について理解を深めることが、児童・生徒の状況に応じた支援を検討する上での第一歩となります。

不登校とは

文部科学省の調査では、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としています。

1 不登校児童・生徒の出現率、不登校児童・生徒数（図1-1、1-2、1-3）

【○現状 ●課題】

- 多摩市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、特に、中学校では出現率が4%を超えるなど高水準で推移し、深刻な状況である。
- 小学校での不登校児童数の増加が著しく、学年別では小学校第6学年、中学校第3学年が一番多かった。学年進行とともに不登校児童・生徒数が増加し、長期化する傾向がある。
- コロナ禍に見舞われた令和2年度、学校を再開した6月を年度当初と捉え、令和元年4月と長期欠席（7日以上）児童・生徒数を比較すると、今年度は小・中学校ともに約30人増加していた。他方で、前年度から不登校であった児童・生徒のうち、4、5月の臨時休業期間を経て再登校した児童・生徒も一部見られた。
- 学年進行、及び小学校から中学校への進学時における情報連携の仕組みづくりが必要である。
- 児童・生徒の欠席に敏感になり、心理的な不調がどのように表現されやすいかを知り、早期から支援していくことが必要である。
- 6月の学校再開後、各学校で実施した児童・生徒の心身の健康状態等を把握するためのアンケート調査によると、家庭や学校での人間関係の悩みや学習への不安、感染症への恐れなど、ストレスの高い児童・生徒がいたことが報告されている。

こうした報告のほか、例年、新学期後に不登校が生じやすいことを考慮し、コロナ禍において、登校している児童・生徒も、学校復帰した児童・生徒もストレスを高く感じているとの認識の下、教師は心に寄り添う肯定的な関わりを継続する必要がある。

- 不登校児童・生徒にとって、臨時休業期間は「誰も学校に行かない」ことから、不登校に対する罪悪感（自分を責める気持ち）が下がり、また、社会的距離を取った学校生活は、学校復帰のしやすい環境と感じるなど、心理的な負担が軽減されたことから、再登校した児童・生徒もいた。学校再開後も、教師は全ての児童・生徒にとって、学校が居心地のよい環境となるよう、児童・生徒間の信頼関係づくりや、不登校の未然防止と早期対応の視点をもった丁寧かつ温かな学級経営に努める必要がある。

(図 1-1)

不登校出現率の経年比較

(図 1-2)

令和元年度学年別不登校児童・生徒数

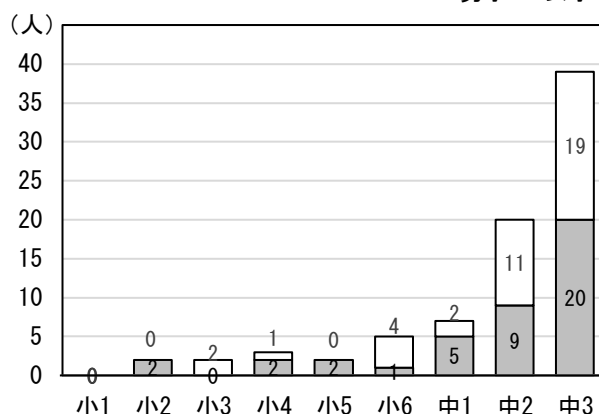
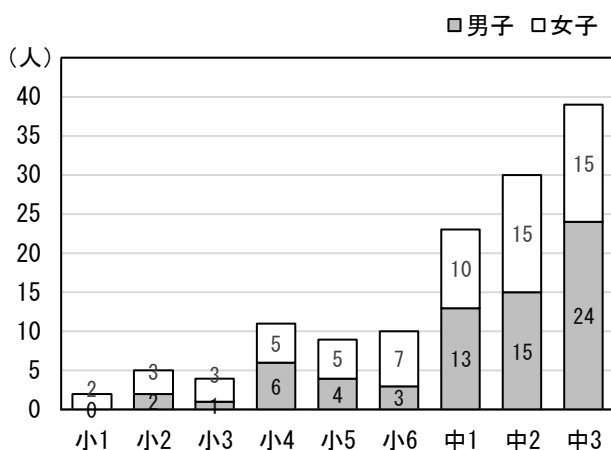
※図 1-1、1-2 は、文部科学省による調査情報の利用について、同省の承認がおり次第、掲載する。

(図 1-3)

平成 31 年 4 月と令和 2 年 6 月の不登校の状況の比較（7 日以上欠席の児童・生徒数）

【令和 2 年 6 月】小学校 41 人 中学校 92 人

【平成 31 年 4 月】小学校 14 人 中学校 66 人



(表 1)

不登校の要因（令和元年度）※重複あり

(表 2)

令和元年度不登校児童・生徒への指導の結果

※表 1、2 は、文部科学省による調査情報の利用について、同省の承認がおり次第、掲載する。

2 不登校の要因（表 1）

【○現状 ●課題】

○令和元年度、教員が考える不登校の要因で高い割合を示したのは、「不安・無気力」「生活リズムの乱れ、遊び、非行」「友人関係」「家庭に係る状況」「学業不振」であった。

●「不安・無気力」「生活リズムの乱れ、遊び、非行」について

教員の児童・生徒理解力の向上が必要である。

的確なアセスメントに基づく、個々の状況に応じた効果的な支援の実施が課題である。

●「友人関係」について

多様な人との関係を構築する力の育成が必要である。

●「家庭に係る状況」について

自宅等、学校外における児童・生徒や家庭への支援体制づくりが必要である。

●「学業不振」について

学習環境及び学習への支援体制の整備が必要である。

3 不登校児童・生徒への指導の結果（表2）

【○現状 ●課題】

- 令和元年度、不登校児童・生徒の復帰率は、小・中学校共に約30%であった。一方で小・中学校共に40%以上の児童・生徒に指導後の改善が見られなかった。
- 学校が的確なアセスメントに基づき、適切な支援を行うための指針と、外部機関との連携により支援を行うためのネットワークづくりが必要である。

ストレス反応と不登校との関連

多摩市において、不登校の要因は、本人に係る要因の「『不安』の傾向がある」、学校や家庭に係る要因の「友人関係」、「家庭に係る状況」、「学業不振」などが多くなっています。

これらを「ストレッサー」（ストレスを与える要因）として、児童・生徒に頭痛や腹痛などの身体反応、不安や緊張、フラストレーション、無気力といったストレス反応が不登校の初期段階で見られます。

この段階で、児童・生徒に対する心理的なケアや、教師や保護者など周囲の援助が十分なされていないと不登校になることがあります。

「心に寄り添う肯定的な関わり」と「学校居心地感の向上」

ストレス反応は、不登校の兆候だけでなく、児童・生徒の生活のどこかに辛いことがあることを表します。

児童・生徒の「心に寄り添う」とは、本人の感じている辛さを分かろうとし、児童・生徒が辛さを十分表現できるように手伝えることです。「どんなふうに辛いのか」を丁寧に聴き、児童・生徒が表現したことをしっかりと受け止めます。同時に、ストレスの元となっている辛い体験など、「何が辛いのか」という辛さの元を探り、ストレスの元に働きかけることは、不登校の未然防止と早期対応の視点をもった学級・学校経営につながります。

児童・生徒一人ひとりの心に寄り添い、肯定的な関わりを通して、学級・学校を児童・生徒にとって居心地のよい場にする、つまり「学校居心地感の向上」が大切です。

【肯定的な関わり例】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 自由に話せる雰囲気がある | <input type="checkbox"/> 安心していられる安全な場所を提供する |
| <input type="checkbox"/> できることを認め、ほめる | <input type="checkbox"/> 活動の選択肢を与える |
| <input type="checkbox"/> 人と関わることの心地よさを与える | <input type="checkbox"/> 感情を言葉で表現することを手伝える |
| <input type="checkbox"/> できることをさせ成功体験を積み重ねる | |

Ⅲ

多摩市の不登校対策

1 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

不登校とは、多様な要因や背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」ことであり、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや社会的自立へのリスクも存在することに留意しなければなりません。

不登校は、学校教育において、どの児童・生徒にも起こり得るとの認識の下、本人の進路や社会的自立に向けた支援に取り組んでいくことが重要です。また、不登校の要因や背景は複雑であり、その対応に当たっては、学校のみならず、児童・生徒の成長に関わる全ての人が、児童・生徒の成長を支援できるよう、ネットワークを構築していくことが必要です。

(2) 不登校が「起こるまで」と「起こってから」の対応

不登校は、「起こるまで」と「起こってから」とでは事態が異なります。

例えば、遅刻や早退、あるいは、月に3日以上欠席するなど（月に3日の欠席で、10か月で30日の欠席になります）のことも不登校の予兆ですし、保健室や別室登校などを行っている場合は、不登校が本格的になる前に友達や先生、学習などに関わるストレスに直接さらされない空間に留まっている段階です。この段階では、実際にストレスのある学校の教育環境や心理的な環境をどれだけ心地よくするか、つまり、学校や学級を全ての児童・生徒にとって安心できる場所にするといった予防的なアプローチが重要となります。

一方で、不登校が本格化すると、その状況を変化させる働きかけに留意することが大切です。例えば、不登校の児童・生徒は、友達や先生、学習などに関わるストレスをきっかけに、学校に関連して不安や恐れを抱いています。この不安や恐れを下げるのは「安心」です。教師は電話をしたり、家庭訪問をしたりして、「あなたのことを気にかけているよ」というサインを出し続けます。

児童・生徒と会える場合は、本人の意向を確認しながら、本人の好きなこと、得意なことを探し、その話題で会話を楽しむなど、居心地のよい時間を過ごして、児童・生徒に安心を提供することが重要となります。

2 4つの目標と12の対策

(目標1) 学校の対応力の向上

対策① 共通の指針やガイドラインの整備

不登校状態にある児童・生徒を支援する際、関わる全ての教師の対応に一貫性のあることが大切です。

教師それぞれの価値観や特性があるため、対応に違いの生じることがあります。その違いを埋めるためにも、共通の指針やガイドラインを各学校で整備し、より具体的な支援策を検討することが重要です。

児童・生徒の出欠状況等と対応の方針

出席状況	欠席始め 3日	10日以上
欠席を始める前の状態 【方針1】未然防止 児童・生徒の行動の変化に着目した的確な状況把握 児童・生徒が欠席を始める前には、学校や家庭で行動の変化が表れる。その際、その行動の背景を多面的に捉え、的確に児童・生徒の状況を把握して個に応じた対応を考えるようにする。	欠席始めの状態 【方針2】早期支援 家庭との連携の強化 欠席の連絡時には、その理由を確認し、体調不良の場合には病院の受診を保護者に依頼するなど、家庭との連携を図った取組を進める。保護者から欠席した児童・生徒の状況を聞いた上で、翌日からの対応について検討するようにする。	欠席が増えている状態 【方針3】長期化への対応 関係機関との連携の強化 これまでの不登校経験の有無等の基礎情報のほか、欠席する曜日の傾向やこれまでの指導状況などを分析し、学校が組織としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭との連携を図り対応するようにする。

不登校が続く要因

不登校が本格化すると、不登校を続けさせる新たな要因が生まれ、相互に悪影響を与えます。行動面、感情面、思考面の3つの側面から、次のことが考えられます。

【行動面】学校を避けたことが安堵感を生み出す。

その安堵感が学校に行かないことを強める。

【感情面】学校での嫌な場면을繰り返し想像し、学校への不快感を覚え続ける。

そのことが学校への不快感を強める。

【思考面】「学校に行かない」行動と「学校が嫌」という感情に、「学校に行かねば」と

対策② 的確なアセスメントのための手だての充実

児童・生徒が何に悩み、どのような問題を抱えているのか、その状況を把握するために、様々な情報を収集・分析することを「アセスメント」と言います。

アセスメントには、次の3つの方法があります。

【観察法】 日常の生活の中で児童・生徒の表情や行動を観察する。

【面接法】 会話などのやり取りを通して悩みや考えなどを聴き取る。

【調査法】 心理検査やアンケートを用いる。

このうち、多摩市では調査法の一つである心理検査「hyper-QU」を令和2年度から市内小・中学校の各1校に試行導入し、客観的に把握した児童・生徒や学級集団の状況を基に、一人ひとりの児童・生徒に合わせた支援の充実に努めています。

また、多摩市立教育センター（以降「教育センター」とする）では、教育部門である同センターと健康福祉部門である発達支援室に入る不登校や登校しぶりを主訴とした相談の窓口を一本化し、令和2年度から教育と健康福祉の両部門が合同でアセスメントや支援方針を検討できる体制づくりを始めました。

このほか、資料として掲載する東京都作成の「登校支援シート」を基に、身体・健康面、心理面、社会・環境面からアセスメントに取り組むことは、学校での日常の観察や面接で得られた情報の裏付けやそれを補う資料として役立ちます。

このように、一つの方法だけに頼らず、様々な方法を用いて情報を収集し、得られた情報を統合していくことでアセスメントの精度が高まるとともに、児童・生徒理解が深まり、不登校への適切な対応につながります。

hyper-QU とは

心理検査「hyper-QU」は、学校生活における児童・生徒の満足感や意欲、ソーシャルスキル、学級集団の状態を質問紙によって測定することができる検査です。

令和元年度、東落合小学校が研究奨励校として「hyper-QU」の結果を活用し、個を生かした授業づくりと集団づくりに取り組みました。客観的に把握した児童や学級集団の実態を基に、教師が自身の指導の傾向を把握し改善を図るとともに、児童の多様性を認め、一人ひとりが安心できる集団づくりを推進することができました。

多摩市では「hyper-QU」を用いて、教師が児童・生徒理解を深め、学級経営を充実し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを期待していま

対策③ 教育相談の充実

教育相談は、一人ひとりの児童・生徒の教育上の問題について、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言することです。特定の教員やスクールカウンセラー（ＳＣ）だけが行うものではなく、教育相談室だけで行われるものでもありません。

学校は、不登校の未然防止や早期発見・早期対応のためにも、小さなことでも、ＳＣを含め、一番相談しやすい職員に安心して相談できる体制づくりを進めて、組織的な対応が図れるようにすることが大切です。

また、保護者や児童・生徒、学校などの相談を受け付けている教育センター等の関係機関と連携するなどして、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた効果的な支援につなげていくことが大切です。

対策④ 家庭支援の充実

児童・生徒にとって、家庭が安心できる場所であることはとても大切です。

不登校に関しても、「起こるまで」と「起こってから」とでは事態が異なりますが、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた支援をしていくために、家庭の支えは欠かせません。

教育相談や家庭訪問、電話連絡を通じた家庭支援など、様々な方法がありますが、その一方で、保護者との話し合いができない、福祉的な支援が必要、不登校の状況が改善しないなど、学校の支援が効果を上げにくくなっている場合もあります。こうした場合は、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）への相談や派遣を要請することが有効です。ＳＳＷは現在、教育センターに２名配置しており、福祉的な視点で、誰が、何に困っているのかに着目し、その人が自らの力を使って課題を乗り越えられるよう、学校と共に取り組みます。また、ピアフレンド（大学生等）の派遣による引きこもりがちな児童・生徒への訪問指導も有効です。

専門家や関係機関との連携

不登校の要因や背景を探り、ＳＣやＳＳＷといった専門家や教育センターなどの関係機関の協力を得て児童・生徒や家庭の支援に広がりをもたせることは重要です。その際、教師とＳＣ、ＳＳＷとの間で、児童・生徒の理解等におけるギャップが生じることもありますが、それも踏まえて連携を模索することや、ＳＣやＳＳＷ、関係機関につながったケースを任せきりにすることなく協働していくことに留意しましょう。

(目標2) コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実

対策⑤ 不登校児童・生徒への訪問指導・支援の充実

多摩市においては、学校に係る不登校の要因として「友人関係」が多くなっています。信頼できる友人関係が築けなかったり、友人関係が悪化したりしたことから、不安や孤独にさいなまれ、結果として不登校になった児童・生徒もいることでしょう。

こうした不安を下げ、不登校状態を改善するためには、ソーシャルスキル (Social Skill: 他者とのコミュニケーションや対人関係、社会生活に関わる行動に関する力) を育てていくことが重要です。

教師は、児童・生徒にソーシャルスキルを不登校の期間のうちに育むために、家庭訪問を通じて、本人の気持ちに寄り添いながら対面でのコミュニケーションにより、まずは児童・生徒にとって「人っていいな」、「人と付き合うのは楽しいな」といった実感や体験を安心して心地のよい雰囲気の中で積み重ねることが大切です。

対策⑥ 各学校、適応教室におけるソーシャルスキルトレーニングの充実

ソーシャルスキルトレーニング (Social Skill Training 略称: S S T) は、児童・生徒一人ひとりの不登校の状況に応じて、円滑な人間関係を築く力などの身に付けてほしい社会的技能をトレーニングにより育てます。

学校や適応教室 (ゆうかり教室) で行う S S T の主な目的は、学校生活に必要な社会性の向上を図り、児童・生徒の豊かな学校生活の実現や社会的自立を支援することです。

学校では教科等の学習の中で、仲間を受入れ、困った仲間を助ける援助スキルを高めることや、同時に困ったときに人に助けを求めるスキル、さらに、互いを承認し、感謝を伝え合うスキルを高めることにより、自己有用感を向上させ、互いに助け合い、仲間の孤立や不登校を未然に防ぐことのできるスキルを総合的に向上させたいところです。また、適応教室 (ゆうかり教室) では情緒的安定を図り個々に応じた支援を行う中で、意識的・計画的に S S T に取り組むことが大切です。

SSTのねらいとポイント

【ねらい】様々な社会的技能をトレーニングにより育てます。コミュニケーションに必要な技能を直接的に育てることに役立ちます。

【ポイント】①まず、担任が扱う技能を明確に示し、手本を示します。

※技能例：相手を理解する、自分の思いや考えを適切に相手に伝える等

②次に、実際に見童・生徒に行かせます。

(目標3) 社会的自立を促す指導の充実

対策⑦ 各学校、適応教室におけるキャリア教育の充実

キャリア教育が目指すものと、不登校状態にある児童・生徒への支援とは、社会的な自立を目指すという共通点があります。

学校や学級の生活に不適応を起こし、学習への目的意識をもてずに意欲を失ったり、人間関係に関わる問題を抱えたり、あるいは不登校の状態に陥った児童・生徒にとって、将来への夢や展望はもちにくくなっています。

こうした児童・生徒のキャリア発達を支援するために、職場体験学習や地域の行事への参画など、地域と連携して様々な体験を通し、多くの人とふれ合うことは、自分づくり、生き方づくりを促進し、夢の発見や学ぶ意欲の向上につながることもあります。

また、社会的自立に必要な人間関係を築く力や課題を解決する力などを、児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、継続的に育てていくためには、学年間、学校種間の連携が重要です。「キャリア・パスポート」などを活用して小・中学校の接続を図り、キャリア教育を充実していきましょう。

対策⑧ キャリアガイダンス機能の充実

不登校が継続することは、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではありません。特に、上級学校への進学など、現実的に進路選択が迫られる段階では、全ての生徒が同じ情報や体験を共有することを中心とした指導や援助(キャリアガイダンス)が必要になります。

令和2年度
自己の**進路選択**の
ための**説明・相談会**

日時 10月16日(金)・23日(金)
いずれも14時から16時30分まで

場所 多摩市立教育センター(多摩市諏訪)

参加予定校(50音順・変更になる場合があります)

第一回	あずさ第一高等学校	クラーク記念国際高等学校
	KTCおおぞら高等学院	星槎国際高等学校
	東京都立砂川高等学校	東京都立世田谷泉高等学校
第二回	NHK学園高等学校	鹿島学園高等学校
	角川ドワンゴ学園N高等学校	東京都立総合工科高等学校
	東京都立八王子拓真高等学校	東京文理学院高等部

多摩市立教育センター(申込方法等)
担当 齋藤高祐 0372-1010
多摩市教育委員会 教育指導課(説明内容等)
担当 鈴木悠平・前田達仁 0338-6913

多摩市では毎年、不登校あるいは不登校傾向にある児童・生徒及び保護者等を対象として、「自己の進路選択のための説明・相談会」を開催し、招聘した近隣の高等学校やチャレンジスクール、サポート校などの教員との個別相談を実施し、主体的な進路選択や適切な自己決定ができるよう、指導・援助しています。

キャリア教育とは

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを

(目標4) 学習環境、学習指導・支援の充実

対策⑨ 中学校不登校特例校の設置の検討

「不登校特例校」は、不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する公立学校のことです。

多摩市では、市内中学校の不登校状況が深刻であることを踏まえ、不登校生徒を指導・支援する体制の強化と充実を図り、社会的自立心を伸ばすために中学校不登校特例校分教室の令和4年度開設を目指しています。また、特別な教育課程として、eラーニングを取り入れた教科指導や選択教科の設定、社会性や主体性を培う体験学習やコミュニケーションプログラムの実施など、生徒一人ひとりに応じた「社会に向かう力」を育む教育活動に取り組んでいきます。

令和4年度以降は、開設した不登校特例校が不登校対策のセンター的機能を担い、各学校の対応力の向上と学びの場の充実を一層推進していきます。

対策⑩ 適応教室における学習支援の充実

適応教室（ゆうかり教室）では、令和2年度から、主に中学生を対象として、eラーニングを導入し、一人ひとりの学習状況に応じた支援に取り組んでいます。

導入したeラーニングは、家庭でも取り組むことができ、通室している生徒だけでなく、不登校が長期化している生徒にとっても、一人ひとりに合わせた速度で「わかった」「できた」を積み重ねられ、その頑張りや担任が認めることで、次に進もうとする気持ちを動かすことにつながります。このようなICTを活用した個別の学習と、多摩市文化振興財団の協力の下に実施している「演劇教室」などの小集団の学習を組み合わせ、学習支援の充実を図っていきます。

セルフコントロール（頑張る力、我慢する力）とは

多摩市の学校に係る不登校の要因として、「友人関係」に次いで多いのが「学業不振」です。学業への適応を図るためには、学習環境、学習指導・支援の充実とともに「セルフコントロール」（頑張る力、我慢する力）を育むことが重要です。

【頑張る力】したくないことをあえてする、遠い未来のために、目標のために

⇒ [育むポイント] 認める「(昨日より)伸びたね」、言葉で行動を認め変化を喜ぶ

【我慢する力】今、したいことをあえてしないでおく、遠い目標のために

⇒ [育むポイント] ほめる「よく我慢したね」、行動を抑制しても感情は我慢させな

対策⑪ 家庭における学習支援の充実

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期化する中、多摩市では、児童・生徒の家庭学習の支援の充実を図るため、eラーニングの導入やタブレット端末の貸出し等、ICT環境を整備し、オンライン学習を実施しました。

中学校で試行的に取り組んだオンライン上での授業動画の配信では、これまで授業に参加できなかった不登校生徒も視聴し、継続して課題に取り組む姿が見られました。こうした様子から、ICTを活用したオンライン学習は、児童・生徒に多様な学習の機会を提供することにつながったと考えます。

今回の臨時休業中の経験を基に、今後、多摩市ではGIGAスクール構想の中で、一人一台のタブレット端末の環境を生かし、ICTを活用したオンライン学習と、家庭訪問等による対面指導を組み合わせ、欠席しても学力を維持したり、向上させたりできるよう取り組んでいきます。

対策⑫ 各学校における補充学習の充実

多摩市においては、不登校児童・生徒のうち、「学業不振」を要因としているケースが多い状況です。

授業や学習に関して、児童・生徒がどのような悩みや不安を感じているのか、授業に集中して取り組んでいるかどうか、読み書き計算などの困難さはないかなど、現在の児童・生徒の状況や様子を把握し、早期支援へとつなげることが重要です。その支援策の一つが補充学習であり、各学校においては、本人の意向を聞き、必要に応じて教師による補習のほか、地域住民や大学生などの協力を得て実施する「地域未来塾」（始業前や放課後の補習教室）に取り組んでいます。

また、こうした地域と連携した補習などの具体的な支援を講じる中で、地域の方から本人の努力や頑張りを認めてもらうことにより、学校生活において喪失しつつあった学習への自信や学習への意欲を高め、不登校からの回復に好影響を及ぼすこともあります。

GIGA スクール構想とは

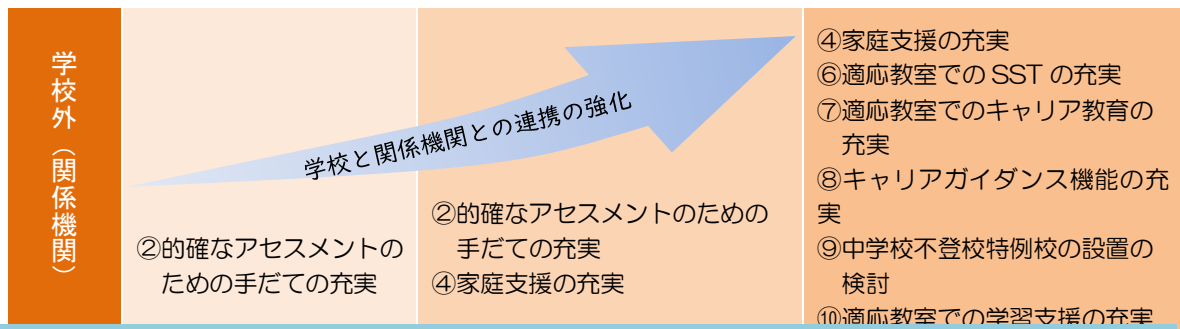
多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することです。そのために、多摩市では令和3年度に児童・生徒一人一台のタブレット端末を配備します。

3 不登校対策と3つの支援の段階

次の図は、多摩市の不登校対策①～⑫と、不登校への支援の段階（未然防止、早期支援、長期化への対応）との関連を示しています。

日常から不登校の未然防止に努めるとともに、校内で気になる児童・生徒がいる場合は、以下のどの段階にいるのかを確認し、一人ひとりの状況に応じて複合的に支援を行っていく必要があります。

支援	出席状況	欠席始め	3日	10日以上
	学校内外	未然防止 欠席を始める前の状態 全ての児童・生徒への支援	早期支援 欠席始めの状態 休み始めた児童・生徒への支援	
学校内	①共通の指針やガイドラインの整備 ②的確なアセスメントのための手だての充実 ③教育相談の充実 ⑥学校での SST の充実 ⑦学校でのキャリア教育の充実	①共通の指針やガイドラインの整備 ②的確なアセスメントのための手だての充実 ③教育相談の充実 ④家庭支援の充実		①共通の指針やガイドラインの整備 ⑤不登校児童・生徒への訪問指導・支援の充実 ⑧キャリアガイダンス機能の充実 ⑪家庭における学習支援の充実 ⑫学校での補充学習の充実



4 学校外の関係機関における支援

登校することは難しいが、自宅から外に出て学んだり、大人や同世代と交流したりできる、また、そのようなことを望んでいる不登校の児童・生徒には、学校外の関係機関の利用が効果的です。学校は、本人又は保護者とじっくりと関わりながら、児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、学校外の関係機関と連携し、ゆっくりと学校や社会とのつながりがもてるよう支援することが大切です。

多摩市内・近隣の主な関係機関と支援内容

多摩市教育委員会教育指導課	電話 042-338-6913
ピアフレンド（大学生等）の派遣による引きこもりがちな児童・生徒への訪問指導 ※近隣の大学との連携・協力の下、心理学を学んでいる学生をピアフレンドとして派遣する	
多摩市立教育センター／発達支援室	電話 042-372-1038（発達・教育初回相談）
適応教室（ゆうかり教室）での学習や自立支援、教育相談室での心理や行動面等に関する相談、電話教育相談（子どもホットライン）、スクールソーシャルワーカーの派遣、発達に関する相談	
多摩市子ども家庭支援センター	電話 042-355-3833
専門の相談員による子どもと家庭に関する総合的な相談、問題解決への援助	
多摩市立健康センター	電話 042-376-9111
保健師による健康や医療に関する悩み事の相談	
東京都多摩児童相談所	電話 042-372-5600
児童福祉司や児童心理司による少年犯罪や虐待など児童福祉に関する相談	
東京都南多摩保健所	電話 042-371-7661
感染症や精神保健（未治療や医療中断）の本人・家族・関係者からの相談	
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	電話 042-371-6580（関係機関の方）
対人関係や心の病、思春期や青年期の問題等に関する相談（「こころの電話相談」あり）	
大学	
近隣の大学の中には、「心理相談センター」などを設けて、発達上のつまずきや不登校、引きこもり等の相談に応じているところもある	
病院・診療所	
医療機関の中には、不登校の要因にもなる心身の疾患について、診察、検査、処置を行うほか、入院施設を有しているところもある	
民間団体・民間施設	
フリースクールや家族会など、不登校児童・生徒の支援に関わっている様々な民間団体や施設がある	

フリースクールとは

民間において自主的に設置・運営されるもので、不登校児童・生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式（講義形式）による学習などを行っています。

不登校児童・生徒が、フリースクールや民間施設において相談・指導を受ける際には、本人の意思

IV

おわりに～コロナ禍とこれからの不登校対策～

各学校では現在、身体的距離の確保などの感染症対策を講じながら、児童・生徒の健やかな学びを保障する「新しい日常」(New Normal)の定着に取り組んでいます。

いまだ不明な点の多い新型コロナウイルス感染症は、学校での新しい日常において、児童・生徒に感染への不安や恐れだけでなく、「他者を怖がる感覚」を抱かせ、児童・生徒の間に心理的な分断を生じさせることもあります。また、これらコロナ禍特有のストレスが、学校からの距離を取る児童・生徒や、感染症を理由としたいじめや差別を生むこともあります。

こうしたコロナ禍のストレス等を踏まえつつ、感染症の収束を見据えたこれからの不登校対策としては、児童・生徒一人ひとりの心に寄り添い、肯定的な関わりを通して、人との距離を取りながらも、自他を尊重し、互いに支え合う感覚を醸成したり、学級・学校を居心地のよい場にしたりすることが一層重要になります。

今後、「不登校総合対策」の活用を通して、児童・生徒の成長に関わる全ての人が互いのつながりを深め、コロナ禍の「新しい日常」を「よりよい日常」(Better Normal)へと変容させ、学校を核とする地域全体が、児童・生徒にとって「魅力ある育ちの場」となることを期待しています。

「不登校総合対策」作成協力者（不登校対策検討委員会）

委員	氏名	現職
学識経験者	小林 正幸	東京学芸大学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター 教職大学院 学校教育課題サブプログラム 教授
	福田 憲明	明星大学 心理学部心理学科 教授 明星大学心理相談センター
医師	岩下 覚	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院 院長
上級学校	山下 峻	学校法人国際学園 星槎国際高等学校 立川学習センター 星槎ジュニアスクール PAL たちかわ センター長

市内学校	前田 佳昭	多摩市立諏訪中学校 校長
	水野 裕司	多摩市立瓜生小学校 校長
教育委員会	細谷 俊太郎	多摩市教育委員会教育部参事 教育指導課長事務取扱
教育センター	田島 佐知子	多摩市立教育センター センター長
心理士	藤原 真一	多摩市立教育センター 教育相談員

巻末資料

「不登校総合対策」の関係資料は以下のとおりです。資料の一部は、文部科学省のウェブサイトから閲覧できます。スマートフォンなどで閲覧する際は、掲載の二次元コードを読み取って、資料に直接アクセスし、本書と合わせてご覧ください。

【資料1】 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

- （別記1） 公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- （別記2） 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- （別紙） 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点
- （別添1） 児童生徒理解・支援シート様式
- （別添2） 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について
- （別添3） 民間施設ガイドライン（試案）
- （別添4） 教育支援センター整備指針（試案）

※（別紙）及び（別添1～4）は、右の二次元コードを読み取って資料に直接アクセスし、閲覧してください。



【資料2】 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31

【資料3】 登校支援シート

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36

(東京都教育委員会「児童・生徒を支援するためのガイドブック」)

【資料4】 東京都の相談窓口 P38

【資料5】 引用・参考文献 P39

【資料1】

元文科初第698号
令和元年10月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました（ただし、法第4章は公布の日から施行。）。

これを受け、文部科学省におきましては、法第7条に基づき、平成29年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成 30 年 12 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年 6 月 21 日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成 4 年 9 月 24 日付け文部省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成 15 年 5 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成 17 年 7 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成 28 年 9 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となっ

た要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の

観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添2）を参照すること。

（2）不登校が生じないような学校づくり

① 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

② いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

④ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

⑤ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

（3）不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

① 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

② 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

③ 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保

護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

⑤ 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

⑥ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

⑦ 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていきけるような指導上の工夫が重要であること。

⑧ 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があるこ

と。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

① 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

② 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

③ 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。ま

た、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

④ 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

① 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

② きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

③ 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

④ 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

⑤ 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

⑥ アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

① 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

② 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関する情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

《関係報告等》

- ・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm
- ・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm
- ・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」(平成29年2月 フリースクール等に関する検討会議)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」(令和元年6月 不登校に関する調査研究協力者会議, フリースクール等に関する検討会議, 夜間中学設置推進・充実協議会)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm

(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において 相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価

の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

- (1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。
- (2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

2 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムである

こと。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）

- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記（3）のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

3 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- (4) 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- (5) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

- (6) このほか、本制度の活用にあたっては、別紙を参照すること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所

又は入所した学校外の施設名を記入すること。

【資料 2】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成 28 年法律第 105 号)

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本指針（第七条）

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第八条—第十三条）

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第十四条・第十五条）

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策（第十六条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等
(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策
(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

【資料3】

登校支援シート

年度	西暦	作成日
----	----	-----

氏名	性別	現在の学年	年	組
			年	組
			年	組
			年	組
			年	組
			年	組

入学前の前歴	
進学先	

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席すべき日数													
出席日数													
内学級以外(※)													
欠席日数													
不登校による欠席													

※保健室などの別室や教育支援センター、校長が指導要録上出席扱いとしている民間施設など

対応者								
①学級担任	②校長	③副校長	④主幹教諭	⑤生活指導主任	⑥養護教諭	⑦特別支援コーディネーター	⑧その他	⑧の具体的な対応者
()	()	()	()	()	()	()	()	

利用している学校外の関係機関	クリック
----------------	----------------------

		現在の状況・様子	特徴・その他	良さ・長所
身体・健康面	睡眠		ここをクリック	
	食事運動		ここをクリック	
	疾患		ここをクリック	
	体調不良		ここをクリック	
	特別な教育的ニーズ		ここをクリック	
	その他		ここをクリック	
心理面	学力学習		ここをクリック	
	情緒		ここをクリック	
	社交性		ここをクリック	
	集団行動		ここをクリック	
	自己有用感		ここをクリック	
	自己肯定感		ここをクリック	
	関心意欲		ここをクリック	
過去の経験		ここをクリック		
その他		ここをクリック		
社会	児童・生徒間の関係		ここをクリック	
	教職員との関係		ここをクリック	
			ここをクリック	

取扱注意

	本人	保護者
思い 願い		
短期 目標		

登校支援会議の実施日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※実施日が12回を超える場合は次年度への引継ぎ事項欄に追記すること。

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
身体・健康面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
心理面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
社会・環境面						
長期休業						

【資料4】 東京都の相談窓口

いじめ、不登校、友人関係、学校生活
不登校、発達障害等に関する相談

東京都いじめ相談ホットライン
(東京都教育相談センター)

0120-53-8288 24時間対応

非行、いじめ、不登校、
犯罪被害等に関する相談

ヤング・テレホン・コーナー
(警視庁少年相談室)

03-3580-4970 24時間対応

■月～金 8:30～17:15 専門の担当者
(心理職、警察官)

■夜間、土日祝日は宿直の警察官が対応

いじめの問題や
その他の子供に関する相談全般

24時間子供SOSダイヤル
(全国統一ダイヤル)

なやみ言おう
0120-0-78310 24時間対応

子供の行動や心の発達等に関する相談

こころの電話相談室
(東京都立小児総合医療センター)

042-312-8119

■月～木 9:30～11:30、13:00～16:30
(金土日祝日、年末年始を除く)

学校、子育て等、
子供に関する相談全般

よいこに電話相談
(東京都児童相談センター)

よいこに
03-3366-4152

聴覚言語障害者相談 (FAX)

03-3366-6036

■平日 9:00～21:00

■土日祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く)

いじめ、体罰、虐待等の子供の
権利侵害に関する相談

話してみなよー東京子供ネットー
(子供の権利擁護相談事業)

はなして みなよ
0120-874-374

■平日 9:00～21:00

■土日祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く)

心の健康に関する相談

都内の中学生・高校生向けの
SNS相談

こころの電話相談 ※多摩地域全域
(東京都多摩総合精神福祉センター)

042-371-5560

■平日 9:00~17:00
(土日祝日、年末年始を除く)

相談ほっとLINE@東京
(東京都教育委員会)

■毎日 17:00~22:00
(受付は21:30まで)



保護者向け相談窓口

学校問題解決サポートセンター
(東京都教育相談センター)

03-3360-4195

■平日 9:00~17:00
(土日祝日、年末年始を除く)

子供の性格や行動、不登校、 学校生活、子育て等に関する相談

多摩市立教育センター教育相談室
(多摩市教育委員会)

042-372-1030

■月～土 10:00~12:00、13:00~17:00

【資料5】 引用・参考文献

文部科学省

- 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)平成28年
- 児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査
- 小学校学習指導要領(平成29年)
- 中学校学習指導要領(平成29年)
- 教育の情報化に関する手引き(令和元年12月・令和2年6月 追補版)
- GIGAスクール構想の実現へ(リーフレット)

国立教育政策研究所

- 不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A(平成24年)
- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)平成30年
- 学級・学校文化を創る特別活動 中学校編(平成26年)
- 生徒指導リーフLeaf.18 「自尊感情」? それとも、「自己有用感」?(平成27年)
- 生徒指導リーフLeaf.22 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える(平成30年)
- キャリア教育をデザインする「今ある教育活動を生かしたキャリア教育」(平成24年)
- キャリア・パスポート特別編「キャリア・パスポートって何だろう?」(平成30年)

東京都教育委員会

- 児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～(平成30年)
- ソーシャルスキルトレーニング事例集(平成29年)

東京都教職員研修センター

- 自信 やる気 確かな自我を育てるために一子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料 【基礎編】【発展編】(平成23年3月・平成24年3月)

東京都教育相談センター

- 広報 すこやかさん 第32号(平成24年)

東京都多摩教育事務所

○所報 たまじむ〔平成 29 年 6 月 第 1 号〕〔令和 2 年 2 月 通算第 76 号〕

その他

○東京学芸大学教育実践研究 第 16 集 (平成 30 年 11 月)

子ども・若者の適応障害に対する効果的な支援に関する研究 (1) (2) (3)

(1) 時期により対象の状態像および支援はどのように変化するのか？

(2) 状態像によって支援にはどのような違いがあるのか

(3) 適応障害の改善により効果的な支援は何か？

(松添 万里子・大月 友・早川 恵子・小林 正幸)

○小林正幸著「不登校はなぜ起きるのか 問題解決と予防の手がかり」

○小林正幸／小野昌彦著「教師のための不登校サポートマニュアル 不登校ゼロへの挑戦」